

早めの対策で安心

第9回

# わが家で役立つ保険活用術

## 台風後の住宅修理などのトラブルに注意

近年、台風や豪雨などによる自然災害での火災保険の請求が増えてきています。毎年のように被害が出る中、業者から「自己負担なしで保険金を使って工事ができる」などと勧誘を受け、トラブルを訴えるケースが相次いでいます。

トラブルの相談件数は10年前に比べて約24倍となり、その中でも「訪問による勧誘」が最も多く、全体の8割を占めています。そこで、火災保険を請求する際に注意してほしいポイントを紹介します。

### 住宅修理の勧誘をめぐるトラブル

#### 1 自己負担ゼロを強調

保険金を使えば  
**無料で修理**できます。  
保険申請も代行します。



保険の支払い  
対象外で  
**全額自己負担**  
になる場合も

#### 2 強引な契約

このままでは危険です。  
早く修理をしましょう。  
**契約書は後で持ってきます。**



**高額の手数料や  
キャンセル料**を  
請求される場合も

#### 3 うその理由で保険請求

古くなった箇所も  
**先日の台風のせいにして**  
保険金を請求しましょう。



老朽化による  
損害は  
**支払い対象外**  
詐欺罪に問われる恐れも

※日本損害保険協会の啓発資料をもとに作成

年代別では高齢者からの相談が最も多いようです。「保険金使えるから」と業者が訪問してきた際には、すぐに住宅修理サービスの契約はせずに、契約する前に消費生活センターや、加入している損害保険会社、または代理店に相談してください。



越川 周一

2級ファイナンシャル・  
プランニング技能士

協力：総合保険代理店サンツクバ(株)